

2024年 6月20日

社会福祉法人オリーブ会
理事長 石澤 誠

条件付き一般競争入札公告

社会福祉法人オリーブ会が運営するデイサービスセンター鷹匠町改修工事の入札を下記のとおり実施しますので公告します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 デイサービスセンター鷹匠町改修工事
- (2) 工事場所 青森県弘前市鷹匠町16-1
- (3) 工期 2024年7月から2024年9月まで
- (4) 工事概要 改修工事一式
鉄筋コンクリート造 延べ床面積 293.09 m²
- (5) 最低制限価格は設定しない。
- (6) 本工事の消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用する。

2. 入札参加資格

次に掲げる各号の要件を満たす者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 弘前市指名競争入札参加者等選定規程（平成18年弘前市調令第19号）第5条第1項に規定する有資格者名簿において、建築一式工事に登録がある者であり、かつ、特A級のものであること。
- (4) 弘前市建設業者等指名停止要綱（平成18年2月27日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止の措置を、広告の日から弘前市条件付き一般競争入札参加資格審査書（以下「申請書」という。）の提出期限までの間においてうけていないこと。
- (5) 建築一式工事に定める基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 建築一式工事について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (7) 契約規則第3条第1項に規定する要件を満たす者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の法第27条の23に規定する刑事廣審査を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の法第27条の23に

規定する経営事項審査を受けていること。

(10) 弘前市内に本店、支店又は営業所等を有するもの。

(11) 社会福祉施設の建設工事、改築工事、改修工事で30,000千円以上の履行実績を有すること。

3. 参加申請

(1) 「弘前市条件付き一般競争入札実施要領」に基づき行う為、入札参加希望者は「条件付き一般競争入札参加資格審査申請書」(以下「参加資格審査申請書」という。)を提出すること。

なお、期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

尚、各書式は弘前市の様式を準用する事とし、弘前市ホームページ若しくは、法人より配布を受けたものを使用する事。

4. 参加資格審査申請書の配布

(1) 配布場所 社会福祉法人オリーブ会 デイサービスセンター鷹匠町
青森県弘前市鷹匠町16-1

(2) 配布期間 2024年6月20日(木)から2024年7月2日(火)まで
午前10時から午後4時までとする

5. 参加資格審査申請書の提出

(1) 提出先 社会福祉法人オリーブ会 デイサービスセンター鷹匠町
青森県弘前市鷹匠町16-1

(2) 受付期間 2024年6月20日(木)から2024年7月2日(火)まで

(3) 受付時間 午前10時から午後4時までとする。

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 持参に限る。

6. 入札の無効に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者、及び虚偽の申請をした者。

7. 工事概要説明、入札等については、条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書にてお知らせ致します。

問合せ先

(法人名) 社会福祉法人オリーブ会

(担当者) 石澤 育子

(住所) 青森県弘前市鷹匠町16-1

(電話) 0172-39-2200

(FAX) 0178-39-2201